



2024年5月15日

各 位

会 社 名 全 保 連 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 迫 幸治
(コード番号：5845 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 小林 寛之
(TEL：050-3124-6500)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しとして譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の当社第23回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める目的の下、社外取締役以外の取締役（以下、便宜上「社内取締役」といいます。）については下記の譲渡制限付株式Ⅰを、社外取締役については下記の譲渡制限付株式Ⅱ（以下、譲渡制限付株式Ⅰと併せて、単に「譲渡制限付株式」ということがあります。）を、それぞれ割り当てるものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社が取締役に対して金銭報酬を付与し、取締役が譲渡制限付株式の交付を受ける際その金銭報酬を払込資金に充てること、またその金銭報酬の総額を年額100,000千円以内（内社外取締役の金銭報酬の総額を年額9,100千円以内）とすることを予定しております。そのため本制度の導入にあたっては、会社法361条1項1号、同5号イ・同施行規則98条の4第1項に掲げる事項につき、本株主総会におけるご承認を得られることを条件といたします。

なお、2020年5月20日開催の当社第19回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額350百万円以内（社外取締役分を含む）として、ご承認をいただいておりますところ、上記金銭報酬の総額（年額100,000千円以内）につきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、本株主総会でのご承認をお願いする予定です（加えて、上記取締役の報酬等の額（年額350百万円以内（社外取締役分を含む））につきましても、本株主総会にてその増額のご承認をお願いする予定です。）。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、本株主総会でのご承認を得られたことを条件として、取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給します。各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、

譲渡制限付株式の割当てを受けることとします。

なお、譲渡制限付株式の割当てを受ける際、各取締役が現物出資の方法で給付することとなる金額（払込金額）は、割り当てる株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社と当社の取締役の間で締結する下記（３）記載の「譲渡制限付株式割当契約」に基づき支給いたします。

（２）譲渡制限付株式の上限

各事業年度において、取締役に割り当てる譲渡制限付株式の上限は 114,990 株（内社外取締役への割当てとして 10,464 株）とします。

ただし、本議案に係る株主総会決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、およびこれらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

（３）譲渡制限付株式割当契約の締結及びその内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社は、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。当該契約には、以下の内容を含むものとします。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役は、譲渡制限付株式の交付日から 3 年以上で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社内取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅰのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社内取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社内取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社内取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅰが満了する前に社内取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社とな

る株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得するものとします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の社外取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）、当該譲渡制限付株式（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式Ⅱのうち、上記①の譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、社外取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該社外取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに社外取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間Ⅱ満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた社外取締役が社外取締役を退任することとなる場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から組織再編等承認時までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、組織再編承認時に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、組織再編承認時の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得するものとします。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式 I と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上